

長野県中学生吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この団体を、長野県中学生吹奏楽連盟（以下本連盟）と称する。

- 2 本連盟は、長野県吹奏楽連盟中学生部門とする。
- 3 本連盟は、事務局を事務局長勤務校または理事長が定める場所に置く。
- 4 本連盟は、中部日本吹奏楽連盟長野県支部中学生部門としての機能を有する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 本連盟は、長野県内中学生の吹奏楽活動の向上発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本連盟は、第2条の目的を達成するために、次に示す各号の事業を行なう。

- (1) 講習会・研究会等の開催。
- (2) 演奏会・コンクール・吹奏楽祭等の主催又は援助。
- (3) 吹奏楽普及事業や広報活動。
- (4) その他、目的の範囲内において適当と認めた事業。

第3章 組織及び会員

(組 織)

第4条 本連盟は、長野県内で、第2条の目的に賛同する中学校の吹奏楽部および中学生以下で構成される地域バンドで組織し、原則として北信・東信・中信・南信の4地区を活動の基本単位とする。

(会 員)

第5条 本連盟の会員は次の各号に示す通りとし、正会員および特別会員の入会及び退会は書面により届け出、理事会の承認を得ることとする。名誉会員は、総会にて推戴する。なお、名誉会員の任期は2期を上限とする。また、正会員は長野県吹奏楽連盟および長野県マーチングバンド協会の会員としての資格を有する。

- (1) 正会員 加盟団体（代表者1名）
- (2) 特別会員 本連盟の目的に賛同し参与するもの。
- (3) 名誉会員 総会にて推戴する。任期の上限は2期とする。

第4章 役 員

(役員と任務)

第6条

本連盟には次の役員を置き、任期は2年とし再任を妨げない。補欠又は増員されて選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。なおその任期満了後でも、後任者が就任するまではその任務を行なう。

- (1) 会 長 1名 本連盟を代表する。
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、支部を代表する。
- (3) 理事長 1名 理事会を代表し、会務を統括する。長野県吹奏楽連盟（以下県吹連と略す）副理事長を兼任する。
- (4) 副理事長 若干名 理事長を補佐し、理事長事故ある時は任務を代行する。1名は県吹連理事を兼任する。県校長会もしくは県教頭会音楽担当より1名を置く。
- (5) 理 事 若干名 各支部を代表し、理事会を構成する。理事会の決議に基づき、会務執行の任に当たる。理事の内各支部代表1名は県吹連幹事を兼任する。
- (6) 監査員 2名 会計事務を監査する。
- (7) 事務局長 1名 事務局を代表し、事務を処理する。
- (8) 事務局員 若干名 事務局を構成し、諸事業の具体的な運営に当たる。1名は県吹連幹事を兼任する。
- (9) 会 計 若干名 本連盟の会計事務を処理する。1名は県吹連幹事を兼任する。1名は中部日本吹奏楽連盟長野県支部が主管する事業の会計事務を処理する。

(役員を選出)

第7条

- (1) 会長 総会にて推戴する。
- (2) 副会長 総会にて推戴する。

- (3) 理事長 理事会で互選する。
- (4) 副理事長 理事会で互選する。
- (5) 理事 各支部で規定数を互選する。
- (6) 監査員 正会員より互選し、総会の承認を得る。
- (7) 事務局長 正会員より、理事長がこれを委嘱する。
- (8) 事務局員 正会員より、理事長がこれを委嘱する。
- (9) 会計 正会員より、理事長がこれを委嘱する。

第5章 名誉会長・顧問及び参与

(名誉会長)

第8条 本連盟には、名誉会長を置くことができる。名誉会長は、総会の議決により推戴する

(顧問及び参与)

第9条 本連盟には、顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は、理事会においてこれを推戴する。

第6章 会議

(会議と議決事項)

第10条 本連盟は次に示す各号の会議を持ち、会長がこれを招集する。

(1) 総会

総会は年1回開き、理事会をもって代行することができる。

- 1, 役員・会務・会計の承認
- 2, 重要案件の議決

(2) 理事会

- 1, 事業の報告及び計画
- 2, 予算及び決算
- 3, 役員・監事の選任
- 4, 規約の変更
- 5, 名誉会長・顧問及び参与の推戴
- 6, 細則

(議長)

第11条 会議は理事長又は理事長の指名したものが議長となり、議決は出席者の過半数の賛成による。但し賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

第7章 会計

(経理)

第12条 本連盟の経費は、分担金・補助金・参加費・その他の事業収入をもってこれに当てる。

2 中部日本吹奏楽連盟関連事業については会計を異にする。

(分担金)

第13条 本連盟の分担金は1団体 6,000円とし、決められた期日までに事務局へ納入しなければならない。

2 中部日本吹奏楽連盟へ加盟を希望する団体は別途加盟分担金を納入しなければならない。

(会計年度)

第14条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

第8章 付則

第15条

本規約に必要な細則は、理事会で定める。

第16条

本規約の改廃は、総会の議決を要する。

第17条

本規約は、昭和58年6月21日よりこれを施行する。

本規約は、昭和62年4月19日よりこれを改正施行する。

本規約は、平成7年6月16日よりこれを改正施行する。

本規約は、平成16年4月25日よりこれを改正施行する。

本規約は、平成21年4月26日よりこれを改正施行する。

本規約は、平成27年6月9日よりこれを改正施行する。

本規約は、令和4年4月23日よりこれを改正施行する。

ただし、幹事、理事幹事会に関する規約は、令和5年度総会時より適用される。名誉会員の任期に関する規約は、令和7年度改選時点で2期以上務めている名誉会員から適用される。

本規約は、令和5年2月21日よりこれを改正施行する。